

# 能勢町耐震改修促進計画実施計画

平成30年3月

能 勢 町



# 目次

---

1章 耐震化の実施に関する目標	1
【1】 地震による被害想定	1
《南海トラフ巨大地震・直下型地震》	1
【2】 耐震化の現状	2
1. 住宅の耐震化の現状	2
2. 特定建築物（民間）の耐震化の現状	5
【3】 耐震化の目標設定	7
1. 住宅の耐震化の目標設定	7
2. 特定建築物（民間）の耐震化の目標設定	8
3. 市町村有建築物の耐震化の目標設定	8
2章 耐震化を推進するための施策に関する事項	10
【1】 施策の取組み方針	10
1. 耐震化を推進する課題	10
2. 施策の基本的な考え方	11
3. 役割分担	11
【2】 耐震化を促進する支援策の概要	12
1. 現在の耐震診断補助の概要	12
2. 新たな支援制度の検討	12
【3】 耐震改修しやすい環境整備	13
1. 相談しやすい窓口の整備	13
2. 安心して耐震改修できる仕組み	13
3. 信頼でき経済的な耐震改修工法・手法の普及	13
【4】 地域特性に着目した施策の展開	16
3章 啓発及び知識の普及に関する事項	16
【1】 ハザードマップの作成・公表	16
【2】 相談体制の整備・情報提供の充実	16
【3】 防災教育の普及促進	16
4章 その他、耐震化の促進に必要な事項	17
【1】 所管行政庁との連携に関する事項	17
1. 耐震改修促進法による指導など	17
2. 建築基準法による勧告又は命令など	18
【2】 2次構造部材の安全性の向上	19

【3】 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策 .....	19
【4】 居住空間の安全性の確保 .....	20

## はじめに

平成7年の、阪神淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。地震による直接的な死者数は、5,502人、このうち、家屋、家具等の倒壊による圧迫死と思われる被害者は約9割の4,831人であったことから、地震による人的被害を減少させるためには、住宅等の耐震化を促進することが不可欠であることがわかります。

近年では、平成16年10月23日に新潟県中越沖地震(M6.8)や平成17年3月20日に福岡県西方沖地震(M7.0)が発生し、平成19年3月27日に石川県能登半島地震(M6.9)や平成19年7月16日に新潟県中越沖地震(M6.6)また、平成20年6月14日に岩手・宮城内陸地震(M7.2)が発生し、直近においては、平成23年3月11日に東日本大震災(M9.0)が発生するなど、今後、いつ、どこで地震が発生してもおかしくない状況にあります。

これらを教訓とし、大阪府では平成18年に、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐震改修促進法」という。)に基づく、耐震改修促進計画として、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」を策定し、平成27年までの10年間で、耐震性を満たす住宅・建築物の割合を9割にすることを目標に住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできました。本町においても建築物の耐震性の向上を図るため、平成21年10月に「能勢町耐震改修促進計画実施計画」を策定し、耐震化を促進するための取り組みを進めてきました。

しかし、近い将来、南海トラフ巨大地震や、上町断層帯など大規模な地震が高い確率で発生すると予想されていることから、さらなる耐震化の促進のため、平成25年11月に「耐震改修促進法」が改正され、対象とする建築物の所有者に対する耐震診断の実施及び診断結果の報告等が義務付けられ、規制の強化が図られています。大阪府においても、この法改正を受けて、平成18年に策定した計画を改定し、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」として府民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようになるという観点から、新しい考え方の目標を設定し、大阪の地域特性に応じた耐震化を促進するための様々な方策を示しています。

こうした状況を踏まえ、本町においても今年度までを計画期間としていた「能勢町耐震改修促進計画実施計画」を改定し、平成39年度末を目標にさらなる耐震化の促進に向け、本計画において、その実現を目指した取り組みの方向性を示し、震災に強いまちづくりを目指していきます。

平成30年3月  
能勢町



# 1章 耐震化の実施に関する目標

## 【1】地震による被害想定

### 1. 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は今後30年以内で70%の確率で発生、規模はマグニチュード8.0～9.0クラスと予測されており、その建築物及び人的被害は、以下のとおり想定されています。

#### (1) 建築物被害想定

	全 壊			半 壊		
	木 造	非木造	計	木 造	非木造	計
大阪府全域	21,057 棟	1,284 棟	22,341 棟	41,452 棟	6,386 棟	47,838 棟
能勢町	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟

#### (2) 建築物被害による人的被害想定

	死 者			負 傷 者		
	早 朝	昼 間	夕 刻	早 朝	昼 間	夕 刻
大阪府全域	99 人	84 人	85 人	22,027 人	18,473 人	18,413 人
能勢町	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

### 2. 直下型地震

直下型地震のうち、本町に最も大きな被害をもたらす可能性が高いと考えられているものは、平成9年度に実施した町防災アセスメント調査により、有馬高槻断層帯地震とされ、今後30年以内に0～0.02%の確率で発生し、規模はマグニチュード7.3～7.7、震度5弱から6強と予測されています。また大阪府の想定調査によれば、上町断層帯の地震も本町に被害を及ぼすと想定されており、今後30年以内に2～3%の確率で発生し、規模はマグニチュード7.5～7.8で、広範囲で震度6強を超えると予測されていることから、特にこの2つの地震被害について以下に参考値を示します。

#### (1) 建築物被害想定

	全 壊			半 壊		
	木 造	非木造	計	木 造	非木造	計
有馬高槻断層帯	11 棟	1 棟	12 棟	25 棟	4 棟	29 棟
上町断層帯地震A	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟	0 棟	1 棟

#### (2) 建築物被害による人的被害想定

	死 者			負 傷 者		
	早 朝	昼 間	夕 刻	早 朝	昼 間	夕 刻
有馬高槻断層帯	0 人	0 人	0 人	6 人	3 人	4 人
上町断層帯A	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※上町断層帯A：府内北中部で強い揺れが想定されるケース

## 【2】耐震化の現状

### 1. 住宅の耐震化の現状

#### (1) 住宅を取り巻く環境

能勢町では、昭和40年代から、松風台・平和台・名月台等の既存団地において住宅の供給が進みつつありましたが、平成7年の区域区分線引き前後に、大量の住宅が建築され、人口動向もそれにつれ増加の一途をたどってきました。しかしながら平成15年をピークとして、平成27年の国勢調査においては、人口10,258人と減少しています。また、世帯数においても減少傾向にあり、平成27年の国勢調査で33,672世帯となっており、平均の世帯人員数は2.68人となっています。

年齢別の人口構成を見ると平成27年で高齢化率が34.8%となっており、大阪府平均(26.1%)と比較して高い比率となっています。

また国及び能勢町人口ビジョンの推計においては、今後も人口・世帯数共に減少し続ける見通しになっています。

従って、今後は人口減少社会への移行、高齢化、世帯構成の変化等を踏まえ、居住者の需要に応じた良質な住宅ストックへの転換に努めることが求められます。

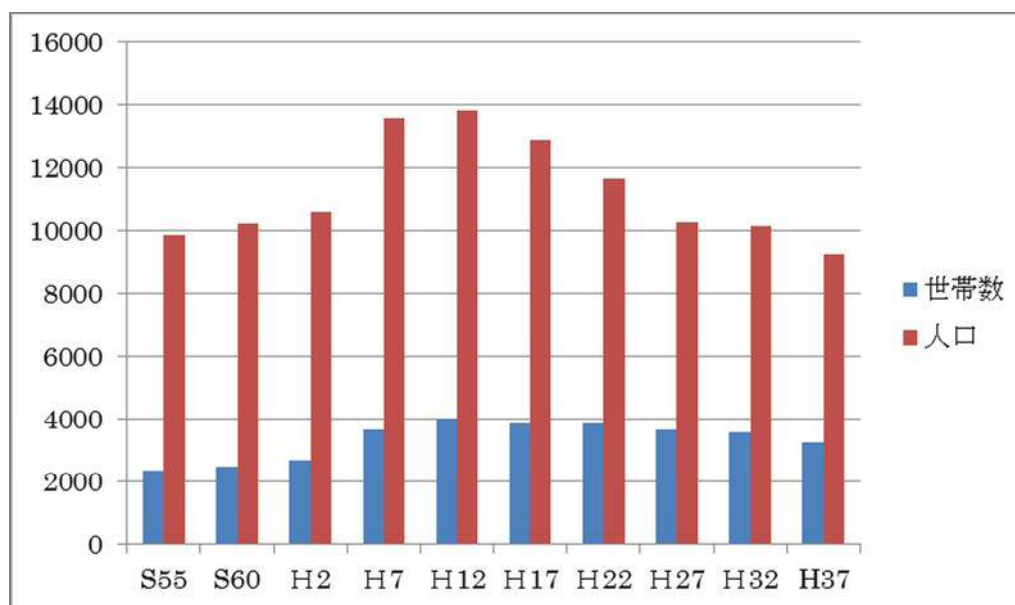


図1 能勢町人口、世帯の推移と将来予測 資料：国税調査 他



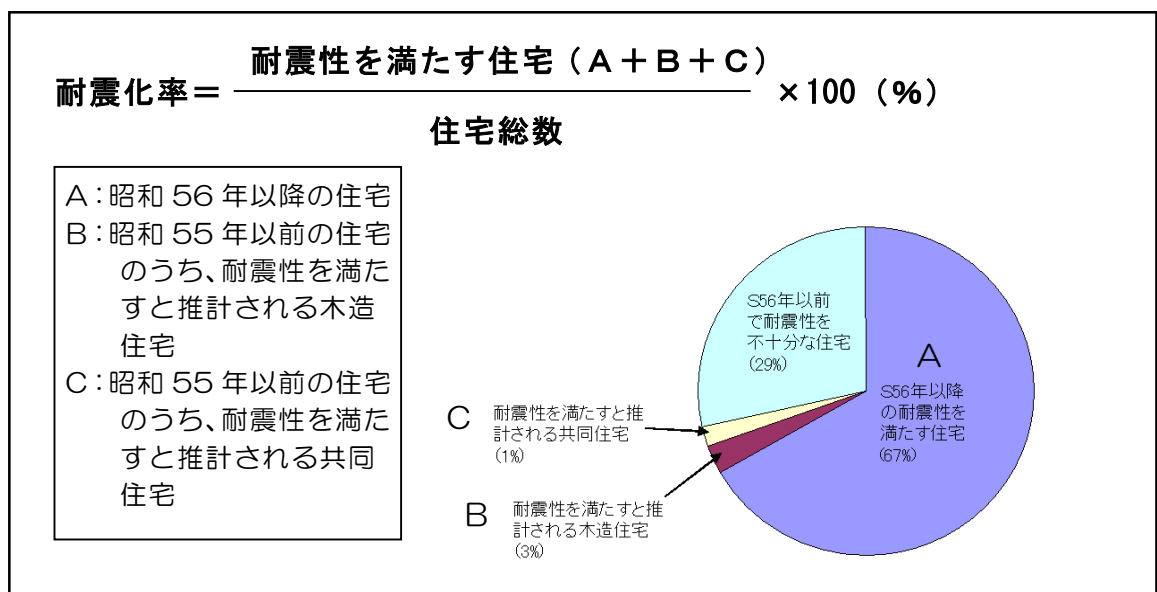
## (2) 住宅の耐震化の状況

能勢町内の住宅は旧集落地に点在する古民家と既存団地に建築された建築物に大別することができます。また、旧集落地の古民家は建築年次が不詳であるものが多く、耐震性が低い物件が多いと考えられます。なお、既存団地は昭和40年代から平成12年にかけて順次建築されてきたところですが、その多くは平成7年の区域区分決定前後に集中して建設されてきたものであり、既存団地内の建築物は新耐震基準を充足する建築物が多いと考えられます。

### ① 耐震化率の推計

本町の場合、耐震改修の実績についての数値は残されていませんが、昭和63年以降の建築物の推移とその傾向から現状の建築物における耐震化率を推計することができます。

表1 耐震化率の推計（住宅・土地統計調査などによる推計）



### ② 耐震化の現状

平成29年度の住宅総数は、約3,170戸であり、うち耐震性を満たす住宅は、約2,330戸、耐震性が不十分な住宅は約840戸と推計されます。耐震化率は約74%で、大阪府平均の約83%より低い数値となっています。

### ③ 構造別による違い

平成29年度の構造別による耐震性が不十分な住宅数の割合は、木造戸建て住宅で30.1%、共同住宅等で13.8%と木造戸建て住宅の割合が高い傾向にあります。

表2 住宅の耐震化の現状（住宅・土地統計調査などによる推計）

	住宅	建て方別内訳	
		木造戸建住宅	共同住宅等
住宅総数	3,170 戸	2,468 戸	703 戸
耐震性を満たす住宅	2,330 戸 74.0%	1,725 戸 69.9%	606 戸 86.2%
耐震性が不十分な住宅	840 戸 26.0%	743 戸 30.1%	97 戸 13.8%

#### ④ 経年変化

昭和63年から平成29年までの経年変化を見ると、木造戸建住宅及び共同住宅等いずれも耐震性が不十分な住宅数は減少しています。

- ・ 木造戸建住宅：2,086 戸→743 戸 (64%減)
- ・ 共同住宅等：101 戸→97 戸 (4%減)

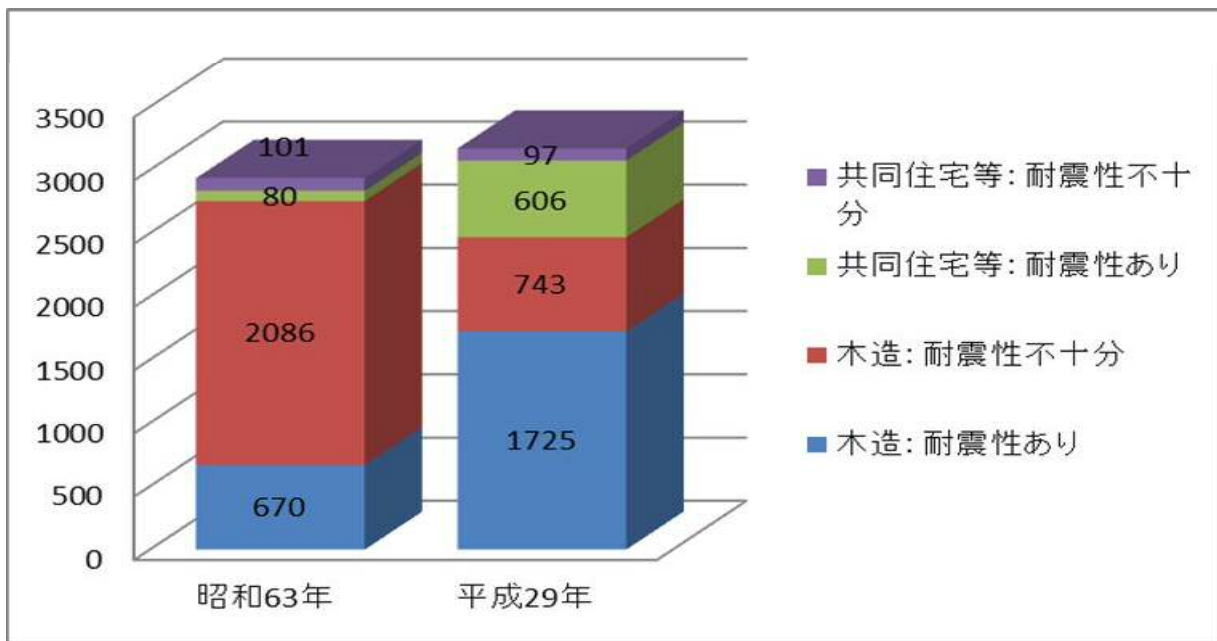


図2 建て方別、耐震化の住宅数の推移、世帯の推移 資料：住宅・土地統計調査より推計

## 2. 特定建築物（民間）の耐震化の現状

### (1) 特定建築物（民間）の現状

平成30年現在、能勢町における耐震改修促進法に基づく特定建築物（民間）に該当する建築物は、6棟であり同法に基づく指示対象の建築物としては、2棟である。

表3 能勢町特定建築物（民間） 用途別棟数

能勢町における民間特定建築物の状況

H30.3.31時点

用途	適用範囲	S56以前建築		
		うち指示対象	指示対象適用範囲	
1 小学校・中学校	2階以上かつ1000㎡以上			1500㎡以上
2 上記以外の学校	3階以上かつ1000㎡以上			-
3 体育館	1階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
4 ボーリング場・スケート場・水泳場等	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
5 病院、診療所	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
6 劇場、観覧場、映画館、演芸場	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
7 集会場、公会堂	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
8 展示場	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
9 卸売市場	3階以上かつ1000㎡以上			-
10 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
11 ホテル、旅館	3階以上かつ1000㎡以上	1	1	2000㎡以上
12 共同住宅、寄宿舎、下宿	3階以上かつ1000㎡以上	1		-
13 事務所	3階以上かつ1000㎡以上			-
14 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム	2階以上かつ1000㎡以上	1		2000㎡以上
15 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター	2階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
16 幼稚園、保育所	2階以上かつ500㎡以上			750㎡以上
17 博物館、美術館、図書館	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
18 遊技場	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
19 公衆浴場	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
20 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール他	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
21 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他サービス業を営む店舗	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
22 工場	3階以上かつ1000㎡以上	3	1	-
23 車両の停車場、又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物等	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
24 自動車車庫、その他自動車、自転車の停留又は駐車施設	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
25 郵便局、その他公益施設	3階以上かつ1000㎡以上			2000㎡以上
計		6	2	

### (2) 特定建築物（民間）の耐震化の現状

表4・特定建築物（民間）の耐震化の現状（H30年）

	棟数	割合
特定建築物（民間）総数	17棟	100%
S57年以降	11棟	65%
S56年以前	6棟	35%

※ S57年以降の建築物は、耐震性を満たす建築物

S56年以前の建築物は、今後、耐震診断を行うことにより、耐震性を判断

建築物の機能別の耐震化率は「ア. 応急対策上、地域の拠点となる建築物」が100%ですが、「イ. 不特定多数の者が利用する建築物」が0%です。また、「ウ. 一般建築物」は69%、「エ. 共同住宅等」も50%となっています。

表5 特定建築物（民間）の耐震化の現状（H30年）

建築物の機能	特定建築物（民間）	
	棟数	割合
ア. 応急対策上、地域の拠点となる建築物 （学校、病院、診療所）	1棟	
耐震性を満たす建築物	1棟	100%
耐震性が不十分な建築物	0棟	0%
イ. 不特定多数の者が利用する建築物	1棟	
耐震性を満たす建築物	0棟	0%
耐震性が不十分な建築物	1棟	100%
ウ. 一般建築物 （事務所、老人ホーム、工場、その他）	13棟	
耐震性を満たす建築物	9棟	69%
耐震性が不十分な建築物	4棟	31%
エ. 共同住宅等 （共同住宅、寄宿舍）	2棟	
耐震性を満たす建築物	1棟	50%
耐震性が不十分な建築物	1棟	50%

### 【3】耐震化の目標設定

#### 1. 住宅の耐震化の目標設定

##### (1) 住宅の耐震化の目標

本町の住宅の耐震化の現状から、共同住宅よりも木造戸建住宅の耐震化に重点を置くべきです。しかしながら、旧集落の古民家等は耐震化技術については、更なる検討を要するところです。よって平成39年度(2027)の耐震化率の目標値は戸建住宅で85%とし、共同住宅は国及び府の目標値と同じ95%にします。

	当初 (H20年)	現状 (H29年)	
		トレンドから見た推計値	目標値
住宅全般	<b>総数</b> 3886戸 耐震性を満たす 2758戸(71%) 耐震性が不十分 1128戸(29%)	<b>総数</b> 3170戸 耐震性を満たす 2330戸(74%) 耐震性が不十分 840戸(26%)	
木造戸建	<b>総数</b> 3238戸 耐震性を満たす 2208戸(68.2%) 耐震性が不十分 1031戸(31.8%)	<b>総数</b> 2468戸 耐震性を満たす 1725戸(69.9%) 耐震性が不十分 743戸(30.1%)	<b>総数</b> 2468戸 耐震性を満たす 2345戸(95%) 耐震性が不十分 123戸(5%)
共同住宅	<b>総数</b> 648戸 耐震性を満たす 551戸(85.0%) 耐震性が不十分 97戸(15.0%)	<b>総数</b> 703戸 耐震性を満たす 606戸(86.2%) 耐震性が不十分 97戸(13.8%)	<b>総数</b> 703戸 耐震性を満たす 668戸(95%) 耐震性が不十分 35戸(5%)

## 2. 特定建築物（民間）の耐震化の目標設定

民間の特定建築物のうち、共同住宅を除く耐震化率は65%であり、6棟の耐震性能が確認されていません。このうち2棟は指示対象（ホテル1、工場1）であることから、これら2棟に対する耐震性能の確認が急がれるところです。

従って、これら2棟の耐震化が完了を目標とし、目標耐震化率を76%とします。

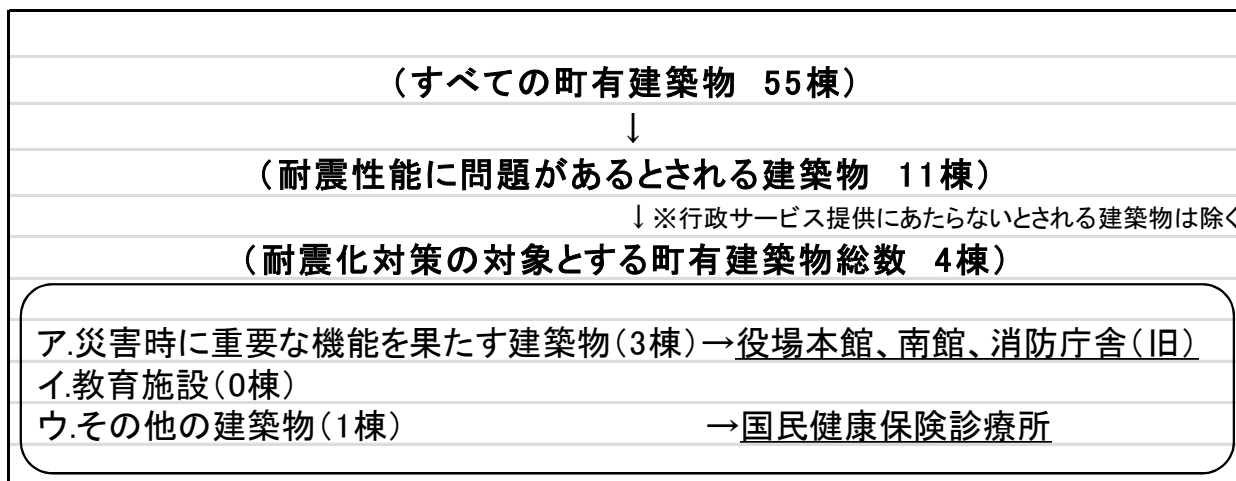
## 3. 町有建築物の耐震化の目標設定

これまで本町では、教育や文化施設、福祉施設など、その時代のニーズに応じて、必要な公共建築物の整備を行ってきました。しかしながら、老朽化が進んでいるものや、耐震化の必要なものもあり、これらの状況を解消することが求められます。

そこで本町における町有建築物の耐震化は、平成29年3月に策定された「能勢町公共施設等総合管理計画」より、新耐震基準を満たしていない町有建築物については個別の実施計画により必要な防災機能の強化に努めます。

中でも下記に掲げる庁舎などのように災害時においても業務の継続性が重視される公共建築物については優先的に耐震対策を検討します。

◆町有建築物◆			
大分類	施設名称	大分類	施設名称
行政系施設	能勢町役場(本館、別館、書庫、第三保管庫)	スポーツ施設	B&G海洋センター
	水防資材倉庫		名月グラウンド
	能勢町役場西館		国体記念スポーツセンター
	能勢町役場南館	医療施設	旧国民健康保険西診療所
	住民サービスセンター		国民健康保険診療所
	消防庁舎(旧庁舎)	町営住宅	町営住宅(大里)
	消防庁舎(新庁舎)		町営住宅(田尻)
	大阪府防災行政無線室		町営住宅(歌垣)
	非常備消防格納庫第2機動隊		町営住宅(野間稲地)
	非常備消防格納庫第3機動隊		町営住宅(杉原)
	非常備消防格納庫第4機動隊		町営住宅(地黄)
学校教育系施設	旧歌垣小学校		その他施設
	旧東郷小学校	交流促進施設	
	旧田尻小学校	町営斎場	
	旧久佐々小学校	歌垣山公園	
	旧岐尼小学校	宿野公衆便所	
	旧天王小学校	森上公衆便所	
	旧東中学校	旧大阪府野外活動センター	
	旧西中学校	旧法務局森上出張所	
	能勢小学校・中学校	旧池田保健所能勢支所	
	文化系施設	浄るりシアター	
生涯学習センター		旧東郷保育所	
けやき資料館		旧田尻保育所	
保健福祉施設	保健福祉センター	旧杉原運動広場	
	東部デイサービスセンター		
	ふれあいセンター		
子育て関連施設	のせ保育所		
	北地黄児童館		
	野間出野児童館		
	杉原児童館		
	下田児童館		



施設名	方針(目標)
能勢町役場(本館・南館)	築後50年以上が経過しており建物の老朽化に加え、耐震基準も満たしていないため、早期に移転に向けて検討を行う。移転先については旧久々々小学校跡地を中心に検討を行います。
消防庁舎(旧)	消防庁舎(旧)については、本年度に耐震診断調査を行っており、診断後、耐震補強を検討します。
国民健康保険診療所	平成27年度末をもって国民健康保険西診療所を廃止し、国民健康保険東診療所に名称を変更し診療しています。地域医療の拠点として、これまでの診療時間を変更し、訪問医療にも取り組んでいます。築後35年以上が経過しており、施設の大規模改修も必要となることから、旧歌垣小学校施設での別の東地区への移転に向けて検討を行っていきます。

※耐震性に問題があるとされる建築物のうち、行政サービスにあたらないとされる建築物については今後、施設の立地状況や法的な規制並びに住民ニーズ等を考慮し、売却や賃貸について検討します。

## 2章 耐震化を推進するための施策に関する事項

### 【1】施策の取組み方針

平成7年の阪神淡路大震災を期に、能勢町民間建築物耐震診断補助事業を創設し施行してきたところですが、事業のPR不足や補助率の低さから利用されることがありませんでした。一方で、町内に点在する古民家の耐震診断を行う場合、簡易診断により診断できない等、本町の固有事情から耐震診断が促進されない面も見受けられます。

これらを踏まえ、現行事業の改善と積極的なPRを行うとともに、国及び関係機関に対し本町の固有事情を踏まえた制度の改正を要望していきます。

### 1. 耐震化を推進する課題

#### 《居住者に関する耐震化の阻害要因》

##### (1) 危険の認識不足

- 自分は大丈夫と考えている
- 自ら住んでいる住宅の耐震性について、危険という認識がない
- 地震発生による被害の甚大さを認識していない
- 家族の状況による認識の差
  - ・子育てに忙しい世帯、受験生を抱えている世帯は躊躇する傾向がある
  - ・高齢者のみの世帯の場合、補強等への意識が低い
  - ・子離れにより生活費の蓄えがあるリタイア世帯などは、耐震化への意識は高い

##### (2) 耐震化の情報不足

- 必要性は認識しても、どこに相談したらよいかわからない
- 相談先への信頼感に疑問をもっている(出入りの大工などが少なくなっている)
- 簡易診断、専門家による診断、補強計画、補強工事のプロセスが理解しにくい
- 自治体の助成制度や公庫融資制度についてその存在を知らない
- どのような工事を行って、どの程度の耐震効果が得られるかがわかりにくい
- 一部の悪質業者等への警戒心から、耐震技術への抵抗感をもっている

##### (3) 費用や労力の負担の大きさ

- 必要性は認識しているが、費用負担が問題となっている
- 一般住宅と比較すると、古民家等においては診断及び改修費用が割高になる傾向がある
- 床をはがすなどの大掛かりな補強工事に対しては抵抗感が強い
- 工事中の生活の不便さ、工期が長い場合の引越や仮住居の確保などの手間を敬遠している



## 2. 施策の基本的な考え方

---

### (4) 危険を知る仕組みづくり

「危険を知ること」を基本に、無認知と無関心を克服して、住民の自発的な取組みを促し、将来的に安全な住まいづくりを促進する基盤をつくる

### (5) 安心できる仕組みづくり

情報の共有や業者の技術力と信頼性を向上させる仕組みづくりなど、安心して耐震化できる基盤をつくる

### (6) 経済的な負担を軽減する仕組みづくり

建物所有者の費用及び労力の負担軽減につながる仕組みづくりや、支援策の検討を行う

### (7) 地域特性に着目した施策の展開

良質なストックを蓄積するという観点から、都市の発展形成からみた市街地の特性に応じた施策の展開を図る

## 3. 役割分担

---

本町の住宅・建築物の耐震化を促進するため、各主体がそれぞれの役割を自覚し、相互に連携することが求められます。

### ①住宅・建物の所有者等

耐震対策を自らの問題として捉え、自主的に耐震化に取り組むことが求められます。

### ②国・府・町

建物所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、耐震化を阻害する要因を解消又は軽減する施策を講じる必要があります。

- ・ 建物所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備
- ・ 建物所有者等の負担を軽減する仕組みづくり
- ・ 耐震に関する知識の普及啓発

また、所有する公共建築物を計画的な耐震化を実施し、法に基く耐震改修計画の認定や特定建築物の所有者等に指導・助言・指示の実施を行います。

### ③建築関係団体

市場において適切に住宅・建築物の耐震化が図られるよう、耐震に関する適切なアドバイスを行い、建築物所有者等から信頼される耐震診断・耐震改修を責任をもって実施することが求められます。

## 【2】耐震化を促進する支援策の概要

### 1. 現在の耐震補助の概要

本町では昭和56年5月31日以前に建設された木造住宅（以下、旧耐震木造戸建住宅という）について、建物所有者が実施する耐震診断に要する費用の一部について補助を行っています。

耐震診断の結果、耐震性を満たしていない場合は、耐震改修工事を行う必要がありますが、耐震改修設計及び工事については相当の費用を要することから、耐震診断により住宅の耐震性が無いと判断された旧耐震木造戸建住宅に対して、耐震化を促進し住民の安心と安全を守るため、耐震設計・工事においても費用の一部の補助を行っています。

#### ●補助基本額及び負担割合

項目	対象建築物	補助金額		財源内訳(割合)		
		戸建て住宅	長屋、共同住宅	国 (千円未満 切捨て)	府 (千円未満 切捨て)	町
耐震診断	木造住宅 (長屋、併用住宅、共同住宅)	耐震診断費用の 90% (上限45,000円)	左の金額×戸数 (上限100万円)	1/2	1/4	1/4
	木造以外の住宅 (長屋、併用住宅、共同住宅)	耐震診断費用の 50% (上限25,000円)	左の金額×戸数 (上限100万円)	1/2	—	1/2
	特定建築物 (建築物の耐震改修の促進に関する 法律第6条)	耐震診断費用の50% (上限100万円)		1/3 (1/3)	1/3 (—)	1/3 (2/3)
耐震改修設計	木造住宅 (長屋、併用住宅、共同住宅)	耐震改修設計費用の70% (上限10万円)		1/2	1/4	1/4
耐震改修工事	木造住宅 (長屋、併用住宅、共同住宅)	耐震改修工事費用の100% (上限40万円)		1/2	1/4	1/4

### 2. 新たな支援制度の検討

耐震性が不十分な住宅の割合が高い、木造住宅を中心に耐震化を促進していく必要がありますが、そのためには居住者一人一人が耐震診断により住宅の耐震性を把握することが重要です。

したがって、耐震診断をより促進していくためのPRや仕組み作りを行い、さらに現在の本町の耐震改修補助をはじめ、国や大阪府の補助制度を活用しながら、木造住宅の耐震化を促進するための支援制度を検討していきます。

## 【3】耐震改修しやすい環境整備

---

### 1. 相談しやすい窓口の整備

---

本町では環境創造部地域整備課土木建築係を窓口として、町民からの相談や耐震診断補助の申請に応じています。今後は、新補助制度の創設に併せて各種関係機関の紹介をホームページで行う等、積極的なPRに努めていきます。

### 2. 安心して耐震改修できる仕組み

---

#### ④専門家の養成・紹介体制

大阪府内では「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」を踏まえて「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」をはじめとした各種講習会が実施されています。本町でも適切な耐震診断・耐震改修などを行うことができる技術者育成の為、これらの講習会等に関する情報提供や紹介を行います。

#### ⑤専門家の登録制度の活用

耐震診断・耐震改修を実施しようとしている町民に対して、財団法人大阪建築防災センター等を通じて専門家の紹介を行います。

また、大阪府で創設された「大阪府住宅リフォームマイスター制度」を活用し、町民が安心して行える耐震診断・耐震改修及びバリアフリー等のリフォームにあわせた耐震改修の普及・啓発に努めます。

### 3. 信頼でき経済的な耐震改修工法・手法の普及

---

住宅の構法に応じた計算法による耐震改修、また、部分的又は簡易な耐震改修等の事例を収集し、改修工事の実例を大阪府と連携しながらホームページ等で紹介する。

さらに、工事内容・工事費用・工事期間・改修効果など、これから耐震改修を検討しようとする建物所有者にとって有効な情報を提供するよう努める。

一方、工事費用を軽減できる手法として、リフォームにあわせた耐震改修や、建物全体の耐震改修が困難な場合は部分的又は簡易な耐震改修についても促進を図る。

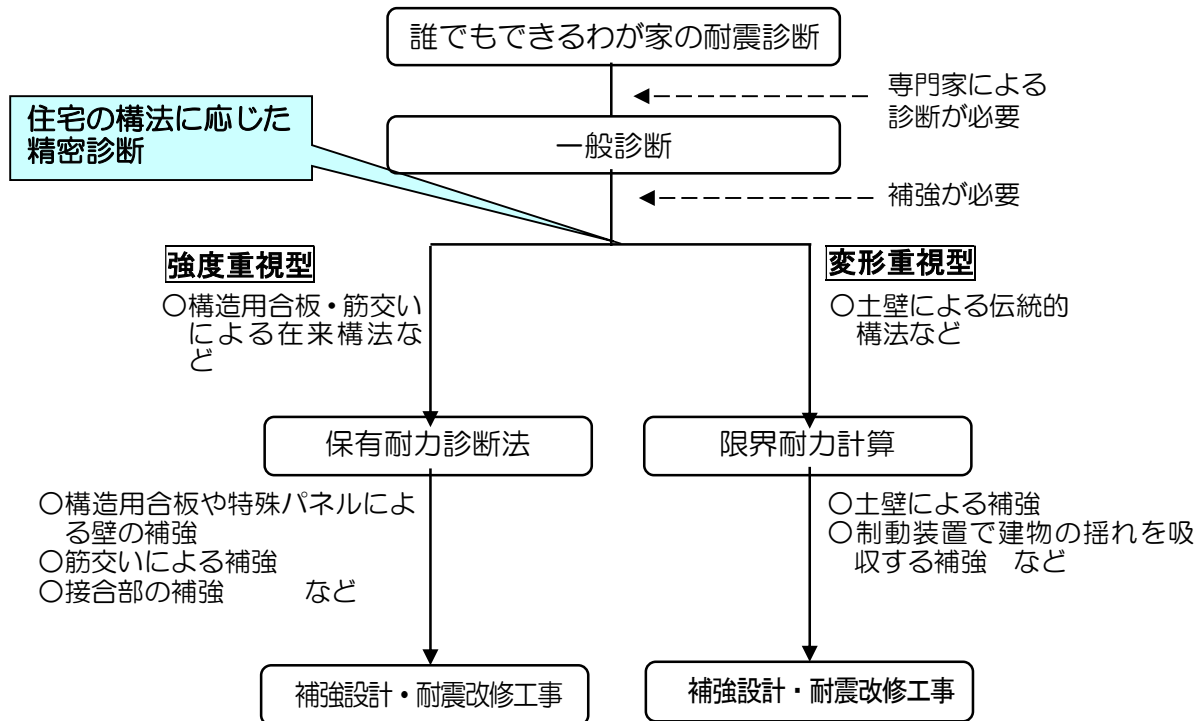
#### 1. 住宅の構法に応じた計算法による耐震改修

本町は、大阪府と連携し「誰でもできるわが家の耐震診断」の普及に努め、耐震改修に関する啓発を行うとともに、「一般診断」により耐震補強等の必要性を判定しやすくするものとする。

特に、木造建築物については、伝統的構法や在来構法など構造特性の違いにより耐震性能も異なるため、補強の必要性が高いものについては、その住宅の構法に応じた計算法により、「精密診断」を行い、補強設計を実施する。

この様な、住宅の構法に応じた計算法による補強設計を行うことにより、経済的な耐震改修を推進する。

### 耐震診断・耐震改修のフロー

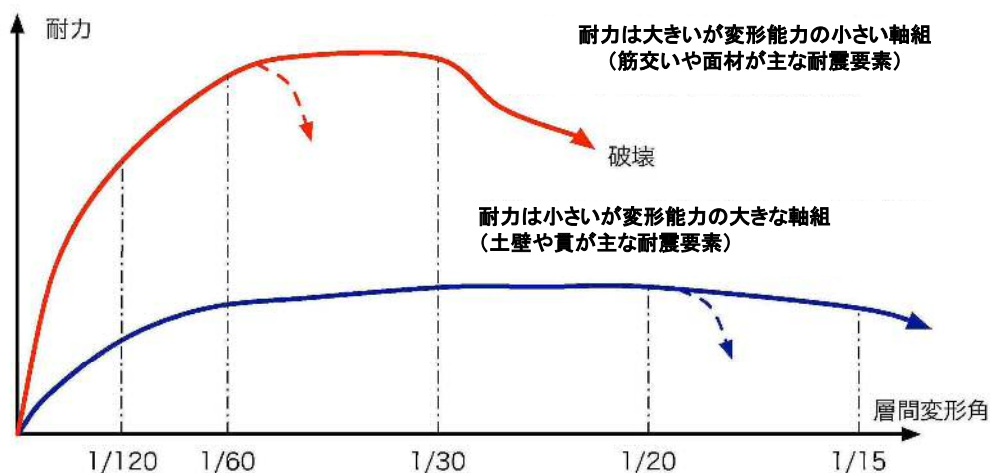


### 木造建築物の構造特性

耐震要素には「耐力が大きくても変形能力の小さいもの」と、「耐力は小さくても変形能力の大きいもの」などがある。

軸組の耐震性能は、その構成する耐震要素により下図のように復元力特性を有するが、概ねの傾向として、在来構法に多く見られる固い壁や筋交いを多く含む軸組は柱の傾きの度合い（層間変形角）が1/30以上の変形能力は望めないケースが多い。

一方、伝統的な軸組構法では、小壁を支える柱の耐力が大きければ1/15以上の変形能力が実験的に確認されている。



出典：限界耐力計算による耐震設計および耐震診断・耐震改修指針：(社)日本建築構造技術者協会関西支部

## 2. 信頼できる耐震改修工法の事例

壁の補強や、基礎の補強、屋根の軽量化といった従来の方法による補強方法だけでなく、近年、耐震改修における様々な技術開発が行われている。

このため、本町は大阪府と連携し、代表的な補強方法について、町民が耐震改修する際の有効な情報提供を行うものとする。

## 3. 経済的な耐震改修等の方策

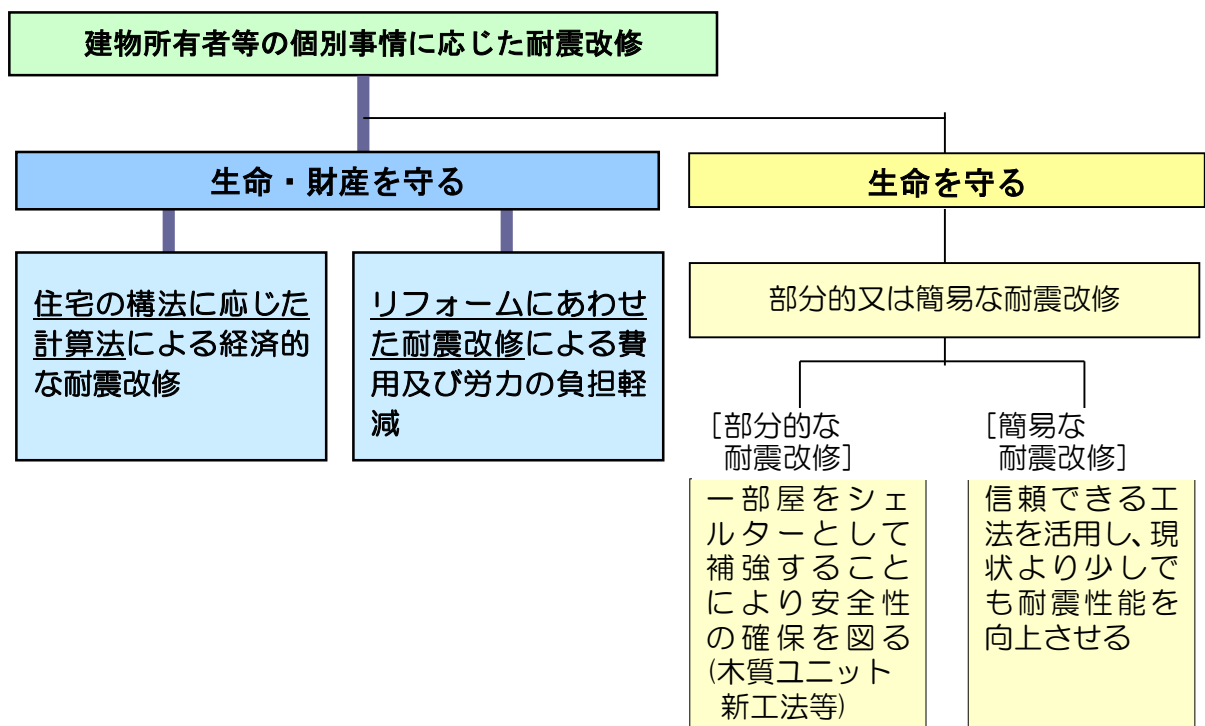
耐震改修を実施する際、建物所有者等と設計者及び施工業者が相談し、建物所有者等が改修内容等を十分理解したうえで、以下の様な個々の事情に応じた改修を行うことが重要である。

■戸建や長屋などの住宅形式やライフスタイルに応じた経済的な耐震改修を促進するため、住宅の構法（在来構法、伝統的構法など）に応じた計算法の採用による経済設計や、信頼できる多様な耐震改修工法について広く周知

■リフォーム事業者団体等と連携して、リフォームにあわせた耐震改修への誘導を促進し、耐震改修にかかる費用及び労力の負担を軽減

また、生命と財産を守る耐震改修を基本とするが、建物所有者等の事情により、建物全体の耐震改修が困難な場合は、経済性と安全性についての説明責任とそれに対する理解のもとに、以下の方策を促進する。

■建物所有者の「生命だけは守りたい」という意向を受け、所有者等への説明及び理解を得たうえで、建物倒壊による生命の危険を現状より低減するための部分的又は簡易な耐震改修を促進



## 【4】地域特性に着目した施策の展開

---

本町は大都市圏に位置することからバブル期及び線引き時に住宅の開発が行われてきたところですが、一方で、旧来からの集落においては農家が多く、古民家が多数存在します。

従って、バブル期以降に開発された住宅団地では耐震性が確保されていますが、旧来からの集落に存在する古民家は耐震性が不明確なものが多数を占めるものと考えられます。これらの古民家に対する耐震診断の促進が必要であると考えられます。

## 3章 啓発及び知識の普及に関する事項

---

### 【1】ハザードマップの作成・公表

---

本町の地震被害の想定は、最大の被害をもたらす有馬高槻断層の地震の場合でも、全半壊41棟、死者0名、負傷者0名と近隣市町の被害想定に比較して軽微であること、また、密集市街地が無いことから地震ハザードマップにより周知を試みたとしても被害の多いエリアを示すことは困難といえます。

従って現段階では継続的なPR活動を軸に耐震の重要性を周知し、新たな断層の発見等、被害想定が多い地震が考えられる場合にハザードマップを作成し、住民に周知するものとします。

### 【2】相談体制の整備・情報提供の充実

---

#### 「広報誌等の活用」

住民や事業者に対して、本計画及び耐震補助に関する支援制度等について周知を行うため、本町の広報誌やインターネット等により情報提供を行います。

#### 「パンフレット等の活用」

本町庁舎において行っているパンフレットの配布やポスター等の掲示については、今後も継続的に実施するとともに、催しの会場など住民が多く集まる場所においても配布や掲示を実施し、住民の地震対策に対する関心が深まる機会が増えるように努めます。

### 【3】防災教育の普及促進

---

#### 「学校における防災教育」

学校においては児童生徒の安全を守るため、それぞれの学年に応じた防災教育を実施する。火災や地震などの避難訓練を行うとともに、防災に関する授業や見学会を企画します。

#### 「地域における防災教育」

町は住民自ら災害に備え、災害発生時に十分な防災活動が行われるよう、地域の消防団を中核とした防災訓練を企画します。

## 4章 その他、耐震化の促進に必要な事項

### 【1】所管行政庁との連携に関する事項

#### 1. 耐震改修促進法による指導など

##### (1) 緊急輸送路等の指定

大阪府は災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、府県間を連絡する主要道路、府域を連絡する主要道路、府域の広域防災拠点・後方支援活動拠点などを連絡する主要道路、各市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要道路を緊急交通路として選定しており、町内では国道173号線が指定されています。

本町としては大阪府指定の広域緊急道路と災害対策本部、避難所、臨時ヘリポート、救援物資集積所など防災重要拠点を結ぶ道路として、次の路線について地域緊急輸送路を指定しています。

- ⑥国道477号線
- ⑦府道島能勢線
- ⑧府道能勢猪名川線
- ⑨府道宿野下田線
- ⑩府道園部能勢線
- ⑪府道茨木能勢線
- ⑫府道亀岡能勢線
- ⑬府道吉野下田尻線
- ⑭府道野間出野一庫線
- ⑮町道平通線
- ⑯町道森上塩栗栖線
- ⑰町道野間出野下田尻線

##### (8) 指導

大阪府は特定行政庁として、特定建築物の所有者等に対して耐震改修促進法に基く指導・助言・指示・公表を行います。本町としても、府の行う指導などと協調し、積極的な協力をを行うことで耐震化の促進に努めます。

#### ①耐震診断・耐震改修の指導等の対象建築物

区分	指導・助言 (法第 15 条第 1 項)	指示 (法第 15 条第 2 項)	公表 (法第 15 条第 3 項)
対象建築物	耐震改修促進法第 6 条に定める建築物で昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物	耐震改修促進法第 7 条第 2 項に定める建築物で昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物	指示を受けた建築物の所有者等が正当な理由なく、その指示に従わなかった特定建築物

#### ②耐震診断・耐震改修の指導等の方法

##### ○指導及び助言の方法

- ・ 特定建築物所有者等への啓発文書の送付
- ・ 大阪府建築物震災対策推進協議会による特定建築物所有者等を対象とした耐震診断・耐震改修説明会の開催

##### ○指示の方法

- ・ 実施すべき具体的事項を明示した指示書の交付

##### ○公表の方法

- ・ 公報及びホームページへの掲載

## 4. 建築基準法による勧告又は命令など

---

大阪府は特定行政庁として、耐震改修促進法第 15 条第 3 項に基く公表を行った建築物のうちそのまま放置すれば保安上危険となる建築物について、建築基準法第 10 条に基き勧告又は命令を行います。



## 【2】2次構造部材の安全性の向上

---

住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進とともに、コンクリートブロック造の塀や窓ガラス、外壁タイル等の2次構造部材に関して、大阪府と連携しながら以下の安全対策を講じる。

### ①コンクリートブロック造の塀の安全対策

ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう啓発をするとともに、特に通学路等の危険なブロック塀に対しては安全対策を講じるよう注意喚起に努めます。

### ②窓ガラス・外壁財・屋外広告物・天井等の落下防止対策

大阪府と連携し、窓に飛散防止フィルムを貼ること及び外壁の改修工事による落下防止対策、屋外広告物の安全確保、不特定多数の人が利用する大規模空間を有する建築物における天井の崩落防止対策について、建築物所有者及び管理者等への注意を喚起します。

### ③エレベーターの閉じ込め防止対策

大阪府は定期検査及び定期報告の機会に、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建築物所有者等に対して説明し、安全の確保について指導・啓発を行っています。大阪府と連携し、パンフレット等により建築部所有者等に日常の管理方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順の情報提供に努めます。

## 【3】地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

---

本町には災害危険箇所として、地すべり危険箇所14箇所、土石流危険渓流及び土石流危険渓流に準ずる渓流301箇所、急傾斜地崩壊危険箇所257箇所があります。

大阪府は緊急輸送路を閉塞させるなど、地震時に社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地を土砂災害から保全するために、必要な砂防施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を検討しています。本町としては、これらの事業が避難所、臨時ヘリポート、救援物資集積所など防災重要拠点に優先的に施行されるよう国及び大阪府に働きかけを行います。

## 【4】居住空間の安全性の確保

---

各家庭でできる地震対策について、広報誌、パンフレット、インターネット等により引き続き普及・啓発を行い、防災に対する住民の意識が高まるように努めます。

### ①家具転倒防止

地震で建築物が無事であっても家具の転倒による人的被害や、転倒した家具が障害となって延焼火災等から避難が遅れるなど、家具転倒によって住居者被害が発生する恐れがあります。このため、室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を行うためにも、家具固定の重要性について、普及・啓発に努めます。

### ①シェルター、防災ベッド、耐震テーブルの活用

個別事情により耐震改修が困難な場合、地震により住宅が転倒しても安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、寝室のシェルター化や防災ベッド及び防災テーブルの活用について普及・啓発に努めます。